

第7回 第二次鎌倉市子ども読書活動推進計画策定委員会 会議録

日時：平成24年12月26日(水) 15:00～16:20

場所：中央図書館 多目的室

<議題>

パブリックコメントについて

第二次子ども読書活動推進計画の策定について（確定）

（事務局からの説明のあと、質疑応答。要点筆記）

《事務局からの説明》

【配付資料の説明】

配付した3つの資料だが、①「パブリックコメント内容一覧」は、パブリックコメントを受け付け順にまとめたもので、意見の内容を要約したもので、その後に、意見の全文を記載してある。②「第二次子ども読書活動推進計画案市民意見公募へのご意見一覧及び市の考え方」は、意見を内容ごとに分けて、どのような対応をするか事務局で検討した案を記載してある。③1枚ずつの紙が8枚あるが、計画案の本文を修正したもので、修正箇所には赤線を引いてある。

【パブリックコメント全般について】

資料2の表紙にあるように、意見をいただいた人数は18人。意見総数は43件。内訳は計画について4件、読書環境の整備について8件、市図書館の事業について12件、学校について8件、読書や図書館利用がしにくい子どもへの取組みについて5件、地域性を活かした取組みについて2件、その他2件となっている。

意見を検討し、案に追加できるもの、修正するものは追加・修正とし、すでに案にあったご意見は案にありとして合計23件、そのほか参考意見としたものが20件だった。

いただいた意見について、個々に回答することはせず、この冊子の中で、市の考え方として回答をつけている。

【修正箇所について】

●資料2の1ページ、読書環境の整備についての7、私立小学校の先生から出た意見。資料1の8ページFAX7に該当。私立と市図書館の連携を深めたいという意見だが、案に「また、私立の学校からも要望があれば積極的に連携していきます」と追加した。追加部分については、案の25ページの部分（追加・修正部分だけを印刷したもの）を確認してほしい。

●3ページ、市図書館の事業についての15、おはなし会等を土日にやってもらえると保育園の保護者も行きやすいという意見。資料1の12ページメール7に該当。案に「おはなし会などの行事の土日開催も検討していきます」と追加した。追加部分については、案の27ページの部分を確認してほしい。

●4 ページ、学校についての 29、公立小、中学校の学校図書館資料のデータ化の実現を希望、また、国会図書館から無償で提供されている JAPAN/MARC を使用して、学校図書館専門員等の研修は、読書活動支援センターが行うべきという意見。資料 1 の 11 ページの (2) (3) に該当。こちらは案の修正を行う。教育指導課と相談の上、案の 11 ページは、「データ化に伴うメリット、デメリットを見極め」という文言を削除し、「データ化について情報収集を行い、効果的に行う方法を検討し、実践につなげることが課題です」とした。案の 24 ページも修正し、「自校での蔵書管理のための方法として研究を続け、情報収集を行い次のステップにつなげていきます」とした。それぞれ、案の 11 ページ、24 ページを確認してほしい。

●同じく 4 ページの 30、学校へのボランティアについて、学校での読み聞かせについて、図書館が交渉、本の選択をしてボランティアに参加してもらってはどうかという意見。資料 1 の 7 ページ、FAX6 に該当。案の 25 ページに「かまから読書活動支援センターが、学校とおはなしボランティアをつなぐ橋わたしとなるよう取組みます」と追加した。同じような文言は案の 28 ページ「図書館・行政」の取組みのところにもあるが、「学校」の部分にも加えた。

●5 ページ「読書活動や図書館利用がしにくい子どもへの取組みについて」の 32、不登校やひきこもりの子どもたちへの対策に積極的にかかわってほしいという意見。資料 1 の 10 ページ、メール 5 の (1) に該当。これについては、案 30 ページに「不登校やひきこもりの子どもたちにも読書を楽しんでもらえるよう、関係部署や NPO などと連携していきます」と追加した。

●6 ページの 34、地元書店や出版社との連携について、公共・学校図書館とともに、地元書店・地元出版社との連携の充実につとめるべきという意見。資料 1 の 12 ページ (5) に該当。案の 29 ページ、地域性を活かした取組みに「地元書店・地元出版社との連携の充実に努めます」と追加した。41 ページの取組み事業一覧 3-34 にもその内容を追加した。

また、参考としたものについて、1 件、説明する。

●5 ページ、「読書活動や図書館利用がしにくい子どもへの取組みについて」、小児病棟に録音図書の貸出サービスをしてはどうかという意見。資料 1 の 5 ページ、中央 1 も合わせてご覧いただきたい。本を録音するという意見だが、視覚障害者に対しての録音テープなどは市内のボランティアグループに作成していただいているが、視覚障害者と違って健常者への録音の許諾は厳しく、図書館で作成することは難しいということから参考としている。代案として、デジジーという視覚障害者用の CD を貸し出せないか検討したが、こちらは視覚障害者と本を読むことが困難な障害がある子どもたちにしか貸し出せないということで、適用できなかった。図書館には、一般貸出用の朗読 CD もあり、少し児童文学的なものもあるので、こういったものを活用できないかを含め、「読書

についてのなんでも相談窓口」でニーズを把握していきたい。

《質疑応答》

(委員長) まず、パブリックコメントの結果報告、事務局がまとめた計画への追加・修正の部分についてご意見を。

【小児病棟への録音図書の貸出サービスについて】(資料 2 の 31)

(A 委員) 小児病棟への録音図書の貸出サービスについて、著作権のことがネックになっているとのことだが、著作権料を支払えばクリアできるのではないか。利用者に実費分の料金を徴収し、対応できないか。

(事務局) 著作権上の問題は、視覚障害者へは録音図書作成に関しては許諾をとりやすいが、健常者へは許諾が難しいということで、著作権料を支払えばいいという問題ではない。DVD などの館外貸出については、料金で解決できるが、それとは別の問題と認識している。

(B 委員) 著作権法上には、特に載っていないはず。そのような決まり事自体が狭い。国に訴えるのか、どこにどう交渉すればクリアできるのか、道を探っていければ。

(事務局) 図書館でできる録音図書サービスは視覚障害者に限定されていて、それ以外には対応できない。本を自分で読むことができないという意味では、入院している子も同じ。障害児と同様に認定できないのか、不合理だと思うが、現状では難しい。著作権は文化庁の管轄だが、視覚障害者への録音サービスがつい最近の改正で認められるようになったので、一步一步進めていければと思う。

(B 委員) 「市の考え方」のところを、もう一步踏み込んで書いてほしい。

(事務局) 蔵書の朗読 CD は貸出できるので、そちらで対応していきたい。

【学校図書館のデータ化について】(資料 2 の 29)

(事務局) 学校図書館のデータ化についてだが、パブリックコメントでは、データ化のメリットデメリットの具体例を示してほしいということだった。デメリットについては、人手を要するなどが考えられるが、それは克服できるし、デメリットではない。なので、計画案から「データ化に伴うメリット、デメリットを見極め」という文言を削除した。教育指導課に再度確認したいが、これで良いか。

(C 委員) この修正した文章でいい。

【学校について】(資料 2 の 25、26、27)

(B 委員) 学校・読書へのきっかけづくりの項目についてだが、熱心な先生の

クラスでは、色々な本に出合っている。パブリックコメントを出した方は、朝の読書活動のことだけではなく、先生方の温度差のことを言っているのでは。学校ではボランティアではなく、先生が中心にならないといけない。

(事務局) この意見を出した方は、図書館でおはなしボランティア活動を熱心にされている方で、先生は大変なので、ボランティアでもっと入りますということを行っている。

(B委員) 学習パックについて、日常的な搬送システムを望むとあるが、今利用している学校はいいが、まだあまり学習パックを利用していない学校については、搬送システムがあったら、もっと先生にPRできる。これは図書館だけの問題ではないので、教育委員会全体で考えてほしい。

(D委員) 学習パックは校長会で話をきいて、先生にも周知している。

(事務局) 学習パック、子ども読書パックは始まったばかりのサービスで、ニーズが増えれば、とても図書館だけで対応していくのは難しい。市内を巡回している車などがあれば、タイアップしていくなど、他の方法も考えていかないととても継続・拡大していかれない。学校のニーズに合わせてというのは、そのあたりのことも含めて書いている。

(委員長) 学習パックについて、中学生用の「仕事」はニーズも高く、早急に着手するとのことだが、これは、中学生の職業体験などの時に学習するのか。

(A委員) 職業指導というのがあり、事前研修で調べる時に使っている。学校図書館の本だけでは、足りない。

(委員長) 保育園にも中学生が職業体験でくる。保育園で働くための資格などについて、インターネットで調べられない子もいるので、このような学習パックを利用して事前に調べられるといい。

(事務局) 仕事はすでに1パック作成している。仕事は小学校でも利用があり、利用が重なると学校貸出カードで図書館の通常の本を貸出している。調べ学習用の児童書は1冊3,000円くらいする高価な本が多いが、「なるにはシリーズ」という詳しく書かれた本が1,200円程度で購入でき、比較的安く学習パックを作成できるので、仕事をもう1パック作成したいと考えている。

(委員長) パブリックコメントでこのような意見が出るというのは、学習パックが利用されている証。

(事務局) 仕事のパックの書名リストを見て、先生方から小学生向きだと言われたので、中学生向きの内容で1パック追加作成したいと前々から考えていた。

【中学生用の本の紹介リストについて】(資料2の19)

(B委員) 中学生向けの夏休みのおすすめ本のリストについて、参考となっているが、なぜやると書かないのか。

(事務局) 今まで中学生はインターネットで図書館ホームページを見るものだ

と思い、紙媒体としてはあまり発行してこなかった。最近、紙媒体でのリストについての意見をいただくので、今後、紙媒体が必要か検討していく。

(B委員) このような参考という書き方では、やる気がないように感じられる。A4用紙1枚で、続きはWEBでとしてもよい。興味のある子しかネットは見ないので、見るきっかけを作してほしい。

(事務局) 計画案の23ページに「本の紹介リストの配布、インターネットでの配信については継続事業とし、中高生向けのリストについては紙媒体での発行も必要か検討し、中高生へのアプローチを進めます。」と記入がある。

(B委員) では、「案にあり」でいいのでは。そうしなかった理由があるのか。

(事務局) 意見が具体的に夏休みのおすすめ本のリストについてだったので、参考とした。

(委員長) 他の委員の方は、どうか。

(E委員) この書き方では確かにやる気がないように感じる方がいるかもしれないので、現在はホームページ上で本の紹介をしているなど、つけ加えてはどうか。

(事務局) 対応を「案にあり」とし、市の考え方を「計画の中で今後でも取り組んでいきます。」と変更する。

【その他】

(委員長) これで教育委員会に報告するとのことだが、これでよいか。

(事務局) 確認だが、B委員から指摘のあった19の中学生向けのリストについて「案にあり」と変更するが、他にはないか。

(委員長) (委員に確認後) 他にないようなので、その部分の修正をお願いしたい。

(事務局) 今日欠席の市民委員から、出席できず申し訳ないというメールをいただき、「全体的に参考にさせていただきますという表現が多い。具体性に欠ける」という意見があった。たしかに参考という対応も多くなったが、具体的な取組みが難しいものは、いたしかたない。反対に、その他(図書館への意見)最後の部分はこの計画とは関係がないので、答える必要なしと思われたが、このように記入した。

(F委員) 同じ参考でも19は「計画の参考とし、検討していきます」となっているが、他の参考は「計画の参考とさせていただきます」となっている。違いはあるのか。

(事務局) ある。例えば16のアナウンサーや声優たちのよみきかせなど、図書館ではできないものなどについては、「参考とさせていただきます」としている。「計画の参考とし、検討していきます」は、やりたい気持ちがこもっている。

(委員長) 他には特にないか。

(各委員) ない。

- 決裁後、2月5日教育委員会で報告。(予定)
- 3月上旬、教育こどもみらい常任委員会で報告。
- 4月1日施行。